

足立区木造住宅密集市街地等における無接道家屋建替え支援助成のご案内

1. 目的

本事業は、足立区木造住宅密集市街地等における無接道家屋建替え推進要綱に基づき、2014から2023年までの10年間に事業実施期間として、策定された特定地域の街区プラン内における無接道家屋の建替えを対象とし、建替え計画を検討するにあたり、現況通路測量に要する費用の一部を助成することにより、通路部分の整備及び通路協定締結の推進を図り、もって区民が安全で快適に暮らすことができるまちの実現に寄与することを目的としています。

2. 対象

下記の条件をすべて満たす必要があります。

- ① 建築基準法第43条第1項に規定する接道要件を満たさない敷地の建替え計画であること
- ② 平成26年4月1日時点で、家屋が確認できること
- ③ 足立区が示した街区プラン内かつ街区プランに即した建替え計画であること
- ④ 計画敷地が幅員1.2メートル以上1.8メートル未満の通路に接する無接道敷地であること

3. 助成対象者（以下、申請者という）

- ① 当該建替え計画家屋（既存家屋）の所有権若しくは相続権の全部を有する者
- ② 当該建替え計画家屋（既存家屋）の所有権若しくは相続権を有する者の全員の同意を得た者

4. 助成対象除外となる事項

- ① 個人住民税、法人都道府県民税の滞納がある方
- ② 国、地方公共団体並びに独立行政法人
- ③ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法若しくはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年12月7日法律 第147号）の規定による無差別大量殺人行為を行った団体又はこれらの団体の支配若しくは影響の下に活動しているものと認められる団体若しくは個人の申請によるもの
- ④ 工事の実施にあたり、他の法令の定めにより、手続き等が義務付けられているにも関わらず、これを怠ったもの
- ⑤ この助成の趣旨に反するもの又は助成を行うことが不相当と区長が認めるもの

5. 助成額

現況通路測量に要した費用の額に2分の1を乗じて得た額、かつ、15万円を上限

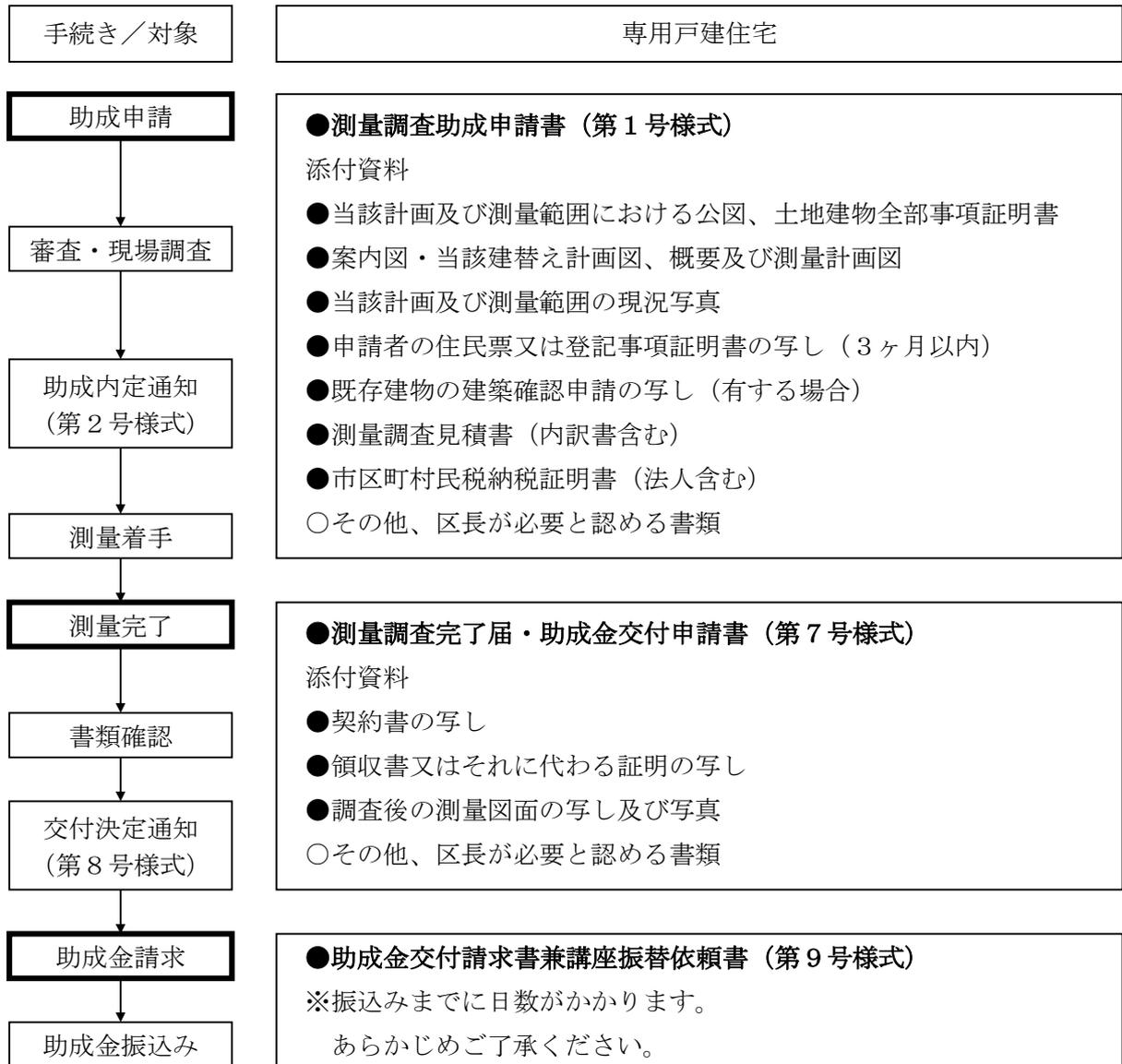
例1）現況通路測量に要した費用が40万円の場合

40万円の1/2は20万円になりますが、上限が15万円までになりますので、助成金額は15万円となります。

例2）現況通路測量に要した費用が20万円の場合

20万円の1/2は10万円となり、助成金額は10万円となります。

測量調査助成申請フロー



申請者が行う手続き（業者等が代行する場合、委任状が必要となります）

- 必須書類
- 必要に応じて提出する書類
- ※ 上記のほか記載外の書類を求めることがあります。

足立区 開発指導課 建築許可係
TEL 03-3880-5944
FAX 03-3880-5615